

考えてみませんか？ “想い”が伝わる資産のおくりかた



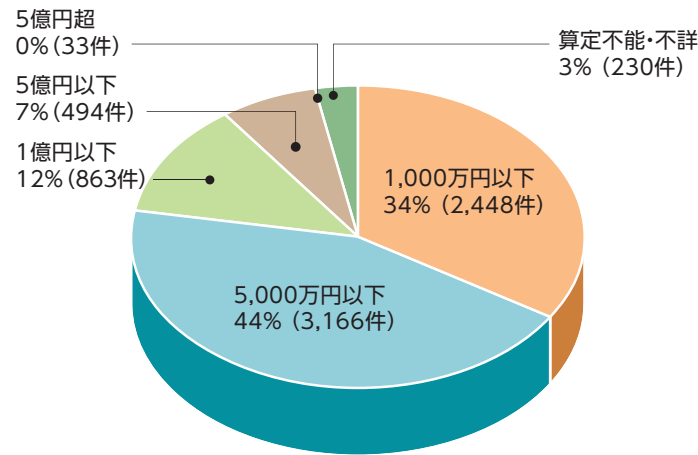
シンジル
&
タワセル

「相続」について考えたことはありますか？

相続は、誰にとっても身近な問題です

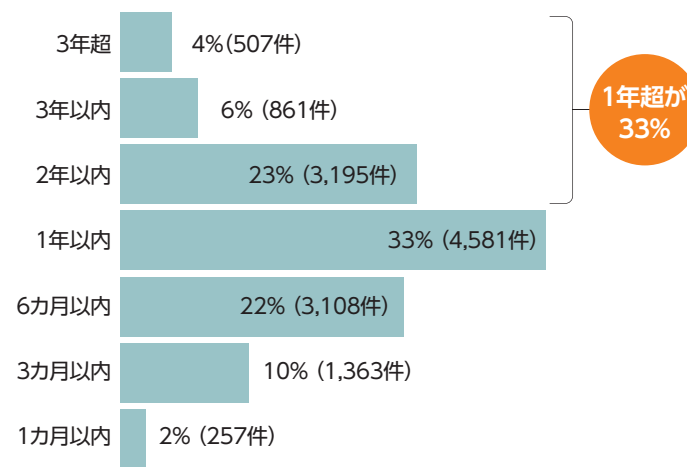
どれくらいの金額で揉めごとに発展するのでしょうか。また、解決までにはどれくらいの期間を要するのでしょうか

遺産額別の認容・調停成立件数



総数 7,234件

遺産分割事件の審理期間別件数

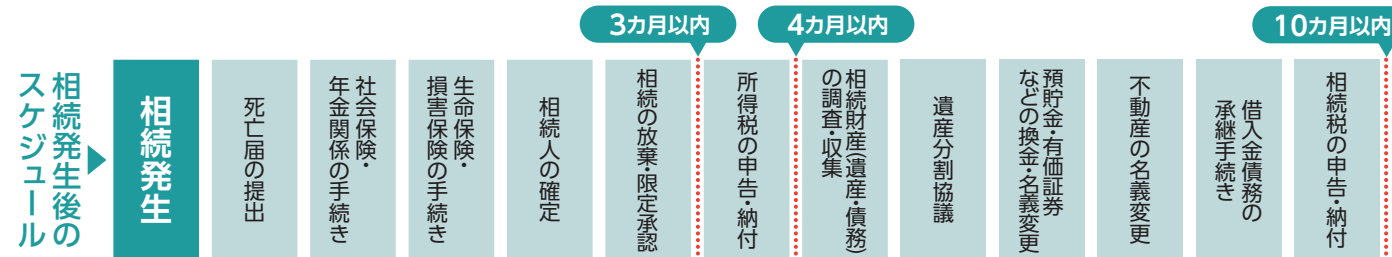


総数 13,872件

1年超が
33%

相続手続きの流れ

相続税は、相続発生を知った日の翌日から10カ月以内に現金での納付が原則です。



ご自身の言葉で、“想い”を伝えることが大切です

「家族なら言わなくてもわかってくれる」と思っていないですか？

“想い”を伝えないまま相続が発生



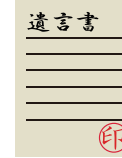
“想い”を伝えてから相続が発生

私たち兄妹への愛情や将来どうなって欲しいかを、生前からしっかり言葉にして伝えてくれたから、その“想い”に沿って手続きしよう

生前にご自身の“想い”を伝えたからこそ、お互いを想い合う“想続”が実現

“想い”が伝わる資産のおくりかた

遺言



財産の分け方を自由に決められます*

(*遺留分には十分留意する必要があります)

遺言がない

- ✓ 相続人全員による遺産分割協議が必要
- ✓ 内容に合意した場合は遺産分割協議書を作成するなどの負担が発生
- ✓ 決まらない場合は家庭裁判所への申し立て

遺言がある

- ✓ 相続人全員による遺産分割協議が不要
- ✓ 生前の“想い”を具体的に伝えられる
- ✓ 相続人の相続手続きの負担を軽減
- ✓ 円滑な遺産分割ができる

民法が定めている遺言方式のうち「自筆証書遺言」「公正証書遺言」の2つが一般的です

生命保険



あらかじめ指定した人に、お金を受け取ってもらえます

お金に宛名をつけられる

あらかじめ死亡保険金の受取人を指定することができる

お金をすぐに受け取れる

葬儀費用・納税資金・当面の生活費に充てることができる

非課税枠を活用できる

相続人が受け取る死亡保険金は、500万円×法定相続人の数を限度として相続財産から控除できる

死亡保険金は受取人固有の財産となり、遺産分割協議の対象にはなりません

生前贈与

ご家族へ直接“想い”を伝えながら、確実にご資産を渡せます

- ✓ あげたい相手に
- ✓ あげたい資産を
- ✓ あげたいタイミングで
- ✓ 確実に渡せる



将来のために
つけて欲しい

私が死んだときの
納税資金に
充てて欲しい

ただし… 単に「お金をあげる」だけでは不十分かもしれません

場合によっては、「贈与」とみなされない可能性もあります

P4-5▶

相続税の基礎控除額

3,000万円+(600万円×法定相続人の数)

【相続税額の早見表】(税負担率=相続税額／相続財産)

相続財産 (課税価格 基礎控除前)	配偶者がいる場合						配偶者がいない場合					
	子ども1人		子ども2人		子ども3人		子ども1人		子ども2人		子ども3人	
	相続税額	税負担率	相続税額	税負担率	相続税額	税負担率	相続税額	税負担率	相続税額	税負担率	相続税額	税負担率
5,000万円	40万円	0.8%	10万円	0.2%	0万円	0.0%	160万円	3.2%	80万円	1.6%	20万円	0.4%
6,000万円	90万円	1.5%	60万円	1.0%	30万円	0.5%	310万円	5.2%	180万円	3.0%	120万円	2.0%
7,000万円	160万円	2.3%	113万円	1.6%	80万円	1.1%	480万円	6.9%	320万円	4.6%	220万円	3.1%
8,000万円	235万円	2.9%	175万円	2.2%	137万円	1.7%	680万円	8.5%	470万円	5.9%	330万円	4.1%
9,000万円	310万円	3.4%	240万円	2.7%	200万円	2.2%	920万円	10.2%	620万円	6.9%	480万円	5.3%
1億円	385万円	3.9%	315万円	3.2%	262万円	2.6%	1,220万円	12.2%	770万円	7.7%	630万円	6.3%
1億2,000万円	580万円	4.8%	480万円	4.0%	402万円	3.4%	1,820万円	15.2%	1,160万円	9.7%	930万円	7.8%
1億4,000万円	780万円	5.6%	655万円	4.7%	577万円	4.1%	2,460万円	17.6%	1,560万円	11.1%	1,240万円	8.9%
1億6,000万円	1,070万円	6.7%	860万円	5.4%	767万円	4.8%	3,260万円	20.4%	2,140万円	13.4%	1,640万円	10.3%
1億8,000万円	1,370万円	7.6%	1,100万円	6.1%	992万円	5.5%	4,060万円	22.6%	2,740万円	15.2%	2,040万円	11.3%
2億円	1,670万円	8.4%	1,350万円	6.8%	1,217万円	6.1%	4,860万円	24.3%	3,340万円	16.7%	2,460万円	12.3%
3億円	3,460万円	11.5%	2,860万円	9.5%	2,540万円	8.5%	9,180万円	30.6%	6,920万円	23.1%	5,460万円	18.2%
4億円	5,460万円	13.7%	4,610万円	11.5%	4,155万円	10.4%	1億4,000万円	35.0%	1億920万円	27.3%	8,980万円	22.5%
5億円	7,605万円	15.2%	6,555万円	13.1%	5,962万円	11.9%	1億9,000万円	38.0%	1億5,210万円	30.4%	1億2,980万円	26.0%

* 1万円未満を四捨五入しています。 * 被相続人の遺産を法定相続人が法定相続分通りに相続するものとして税額を算出しています(配偶者がいる場合は、配偶者の相続分について「配偶者の税額軽減の特例」を活用しています)。 * 小数点第2位を四捨五入しています。

【贈与税額の早見表】(税負担率=贈与税額／贈与金額)

贈与金額(基礎控除前)	税負担率	贈与金額(基礎控除前)	税負担率
110万円	0.0%	610万円	11.5%
210万円	4.8%	710万円	12.7%
310万円	6.5%	810万円	14.8%
410万円	8.5%	910万円	16.5%
510万円	9.8%	1,010万円	17.8%

* 贈与の年の1月1日に18歳以上の子・孫が受贈した場合(特例税率)です。 * 小数点第2位を四捨五入しています。

税負担率が高まる二次相続も考慮した贈与を検討する必要があります。当社では、生前贈与の効果を簡単にシミュレーションできるツール(ライフサイクルナビ)があります。

今後の税制・法令改正等により内容が変更になる場合があります。

「贈与をしていればどんな方法でも大丈夫」なのでしょうか？

子や孫の名義で
口座を開設して、
私がお金を
積み立てているの

必要になった時に
渡したいので、
まだ子や孫には
内緒にしている

無駄遣い
しないように
通帳や印鑑は私が
保管しているの

贈与と認められなければ、相続発生時に名義預金*とみなされ、課税される可能性があります
どうすればよいのかポイントを押さえておきましょう

資金の出所	贈与契約の有効性	資産管理・運用支配
誰の資金で蓄えた預金か ● 名義人の収入、資力 ● 口座開設時の筆跡等	贈与者・受贈者の間で 贈与をしたと認識しているか ● 贈与契約書の有無 ● 贈与税の申告	資金の管理、運用を 名義人自ら行っているか ● 通帳、カード、印鑑の保管 ● 金融商品の申し込み、手続等

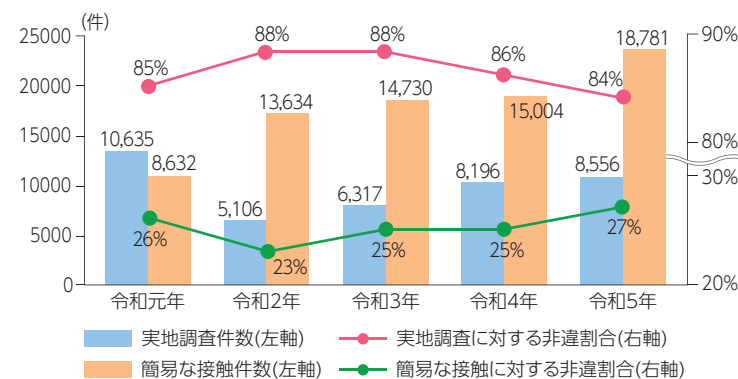
*名義預金とは？

形式上は、配偶者や子、孫等の名義で作成された銀行口座およびその預金で、収入や入金経緯等から総合的に判断すると、実質的には名義人のものではない預金口座を指します。

相続税の実地調査が行われると、被相続人だけでなく
ご家族名義の預金の資金移動まで確認されることがあります

◆相続税の調査等の実績

実地調査・簡易な接触件数と非違割合の推移

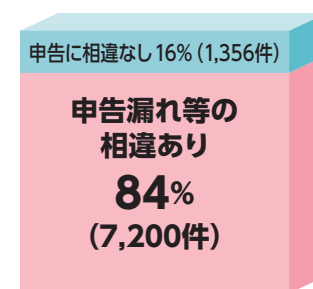


令和5事務年度においては、令和4事務年度から、実地調査件数・追徴税額合計ともに増加しました。
簡易な接触については、積極的に取り組むことにより、接触件数・申告漏れ等の非違件数・申告漏れ課税価格・追徴税額合計のいずれも、集計を始めた平成28事務年度以降で最高となりました。

実地調査: 相続人宅に税務職員が訪問して行われる調査
簡易な接触: 電話・文書による連絡や相続人を税務署に呼ぶ等
税務職員が訪問しない調査
非 違 割 合: 申告漏れ等、申告内容に問題ありと指摘された割合
出所: 令和元年12月～令和5年12月
国税庁「令和元事務年度～令和5事務年度における相続税の調査等の状況」

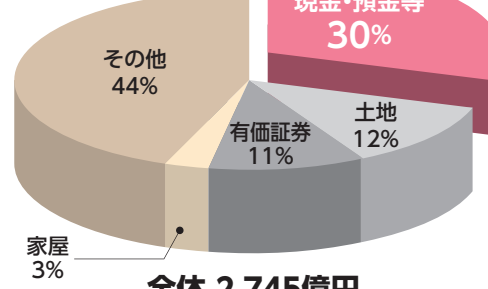
◆相続税の実地調査実績

相続税の申告相違有無の割合



実地調査件数 8,556件

申告漏れ財産内訳



全体 2,745億円

出所: 令和6年12月 国税庁「令和5事務年度における相続税の調査等の状況」をもとに三井住友信託銀行が作成

四捨五入、概算処理等により、占率の合計が100にならない場合があります。

2,745億円の申告漏れ財産に対して追加で徴収された税額は735億円です。実施1件あたりでは、859万円です。

贈与のポイントを確認しましょう

生前贈与は贈与の事実を明確にしておくことが重要です



1.贈与者と受贈者の意思確認

生前贈与は毎年の契約のため、毎年お互いの「あげた」「もらった」という意思を明確にするため、贈与契約書を作成することが大切です



2.記録化

贈与者の口座から受贈者の口座へ振込をするなど、しっかりと贈与した事実を確認できる記録を残すことが必要です



3.贈与財産の管理

贈与された資金は贈与を受けた方が管理することが大切です。そのためには受贈者が「つかう」ことがポイントです

3つのポイントをおさえて贈与する仕組みがあります

暦年贈与サポート信託

- 毎年の贈与契約書の作成をサポートします
- 毎年の手続きをご案内します

- 毎年ご提出を受けた贈与契約書に基づいて贈与資金の振込を行い、資金異動の履歴を残します

生前贈与機能のある生命保険

- 保険契約に基づき、毎年贈与者(契約者)から受贈者(受取人)に給付金の請求権が与えられます
- 毎年の贈与契約書の作成は不要です

- 贈与資金(給付金)の支払通知で、みなし贈与の記録が残ります

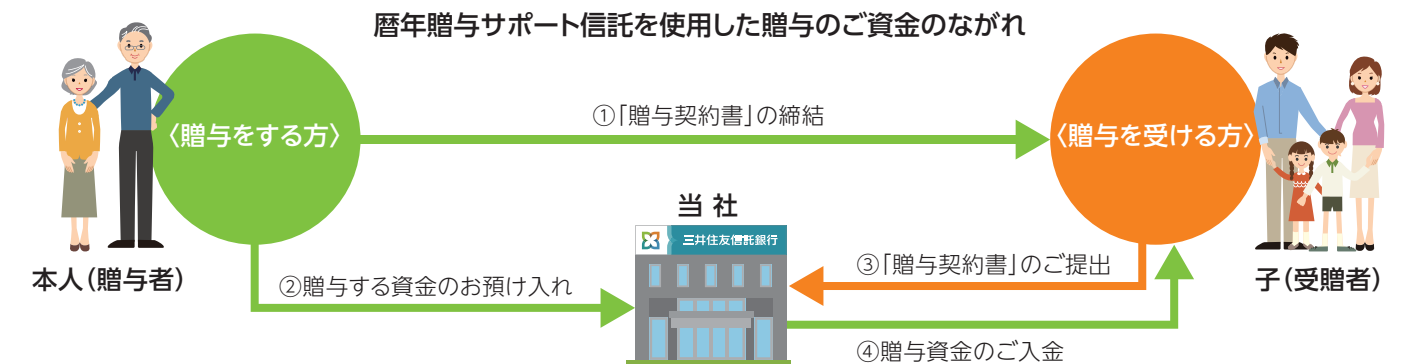
- 前述のように、贈与者が贈与財産の管理を行うことは望ましくありません
- 贈与を受けた受贈者が贈与財産の「つかい方」を決定できる一方で、無駄遣いなど贈与者の「想い」とは異なった「つかい方」となる可能性があります

これらの詳しい仕組みを確認しましょう

P.6-7▶

暦年贈与サポート信託

贈与者が「暦年贈与サポート信託」を契約し、提出の贈与契約書に基づき受贈者へご資金をお渡しします

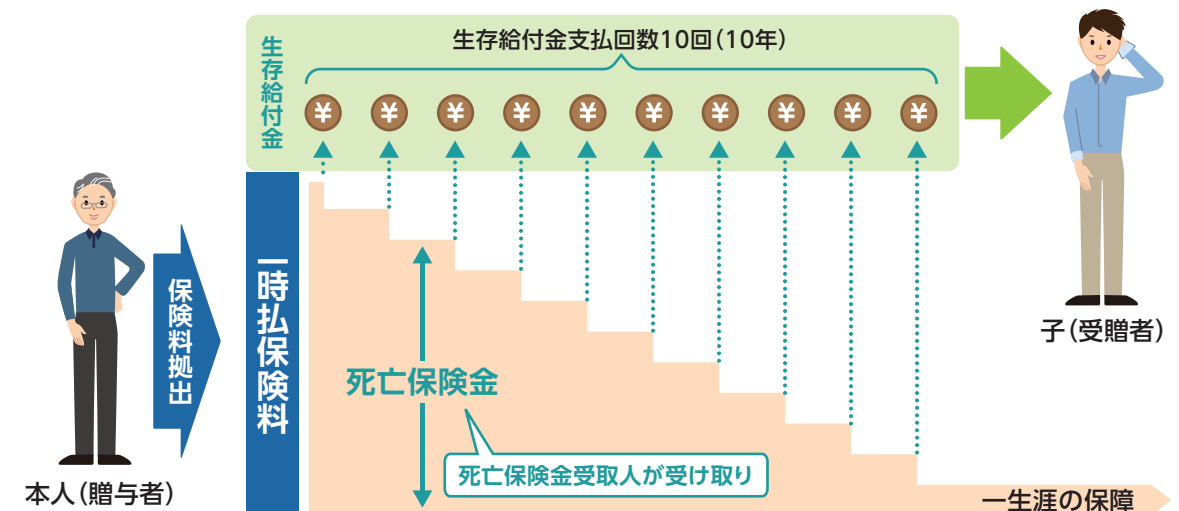


*円貨でも外貨でも贈与が可能です。外貨預金には、外国為替相場の変動等により元本割れのリスクがある他、取引時には為替手数料がかかります。詳細は、個別のパフレット等でご確認ください。

生前贈与機能のある生命保険

贈与者が生前贈与機能のある生命保険を契約し、保険契約に基づき受取人(受贈者)へご資金をお渡しします

生前贈与機能のある生命保険を使用した贈与のご資金のながれ(一例)



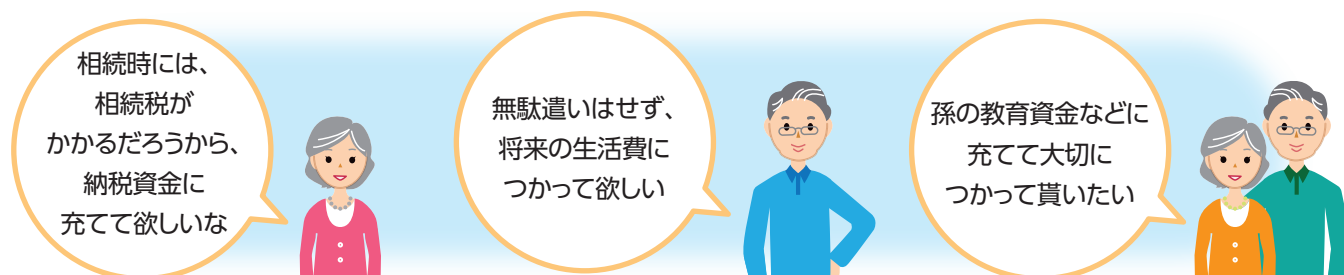
暦年贈与機能のある生命保険とは、贈与者が毎年一定の日時に生存している場合に給付金が受取人(受贈者)に支払われる保険契約です。

生前贈与機能のある生命保険では、受贈者にご資金を渡しなが
万が一の場合にもそなえることが可能です

贈与の計画が立てられたら、渡したご資産を「何のために」つかって欲しいかを確認することも大切です。お客さまの「想い」をのせてご資産を次の世代におくるには、受贈資金の活用方法を工夫することが効果的です

受贈資金の活用方法

受け取った資金の活用方法によっては、
贈与の記録を残しながら
贈与者の“想い”に沿った「つかい方」を実現できます



受贈資金のご活用例

生命保険

生命保険の特徴

- 死亡保険金の受取人を指定することができます
- 相続が発生した際、死亡保険金をすぐに受け取ることができます
- 要件*を満たせば、相続税の非課税枠を活用できます

*契約者＝被保険者で、死亡保険金受取人＝相続人の場合に限りです

- 受贈者の将来の納税資金や生活資金などにそなえられます
- 受贈資金を保険料に充てることで、
3.贈与財産の管理にそなえられます

個人年金保険

個人年金保険の特徴

- 契約時に定めた年齢に達すると、生涯または一定期間、保険料に応じた年金を受け取れます

投資信託の特徴

- 国内外の株式や債券などに投資することで資金をふやすことが期待できます

- NISA制度(少額投資非課税制度)を活用できます*

*その年の1月1日において18歳(1月2日がお誕生日の方含む)以上の方が利用できます

- 受贈者の年金・教育・結婚費用などの将来にそなえられます
- 受贈資金で個人年金保険や投資信託を契約することで、
3.贈与財産の管理にそなえられます

その他

円貨定期預金・外貨定期預金の特徴

- 生命保険や投資信託と比べ、シンプルな(わかりやすい)商品性です
- 外貨定期預金は、為替や金利でふやすことが期待できます

- 名義預金とみなされないため、きちんと受贈者本人(または未成年者の親権者など)が管理運用することが大切です

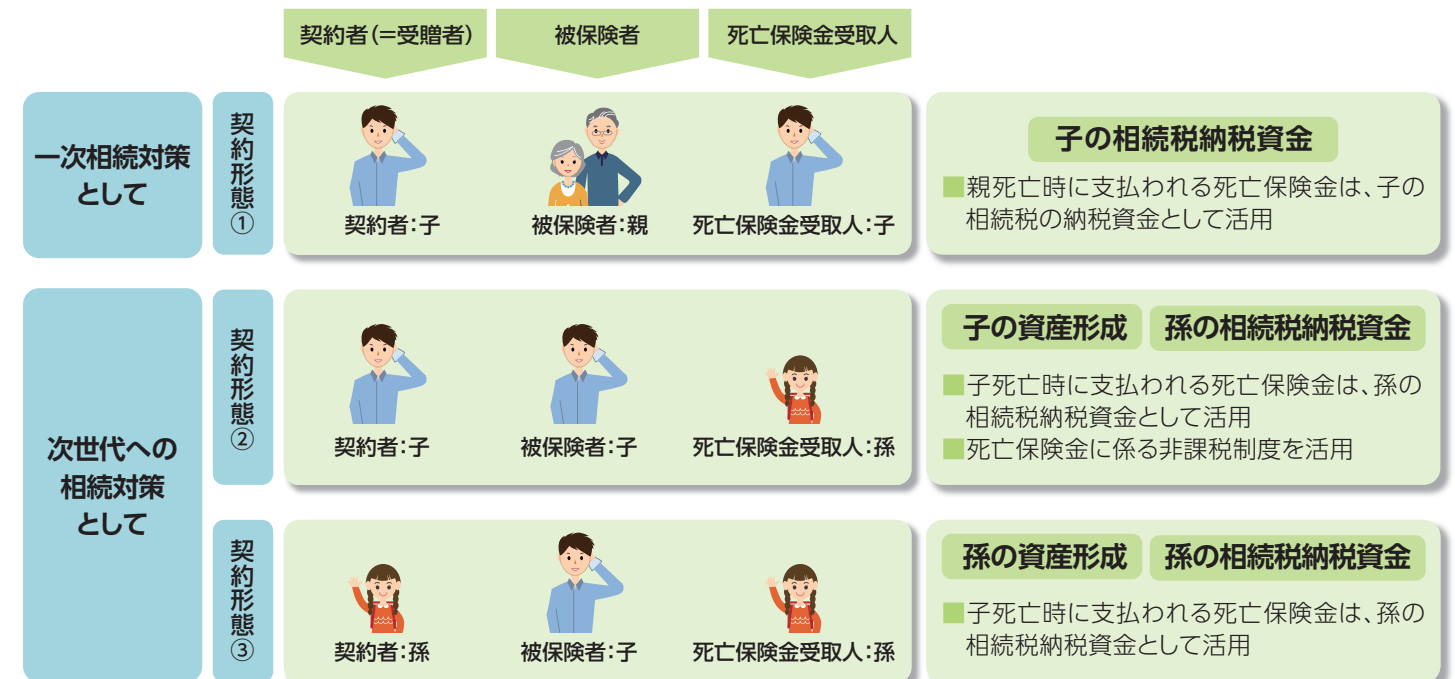
P.5▶

受贈資金を「生命保険」や「投資信託」で活用する方法

生命保険

受贈者が生命保険の契約者となり、
贈与された資金の一部で保険料を支払います

贈与者の“想い”に沿った契約形態を選ぶことが大切です



個人年金保険・投資信託

受贈者が、贈与された資金の一部を
個人年金保険や投資信託で運用します

教育費や老後の生活費など、お子さまやお孫さまの将来の資産形成に役立ちます



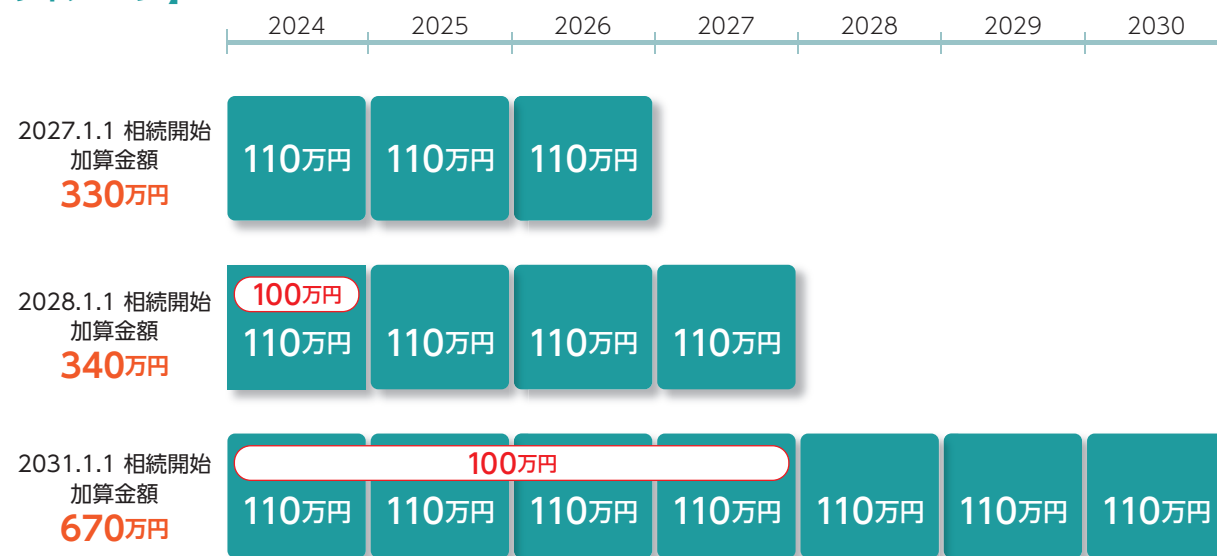
贈与者の“想い”に沿った仕組みを、三井住友信託銀行がご提案します

参考 暦年課税

贈与税の課税方法には、「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがあります
(相続時精算課税を選択された場合、その後、同じ贈与者から

		暦年課税
対象者	贈与者	制限なし
	受贈者	制限なし
贈与時の取扱い	控除額	年間110万円(基礎控除)
	税金	(贈与額－110万円)×超過累進税率(10～55%)
	申告手続	受贈者が財産を取得した年の翌年2月1日から3月15日までの間(贈与税の申告期間)に申告
	計算期間	毎年1月1日から12月31日まで
	申告義務	基礎控除額以下の場合は申告不要
相続時の取扱い	相続税での精算	相続開始前7年以内の贈与財産は相続財産に加算 (相続または遺贈により財産を取得した人のみ対象) 加算期間は2027年1月1日から順次延長、加算期間が7年となるのは2031年1月以後
	相続時の贈与税の取扱い	生前贈与加算分は相続税額から控除できる ただし相続税＜贈与税の場合は控除しきれない贈与税は、還付なし
	相続時の贈与財産評価	贈与時の評価額
	財産評価への影響	相続開始前7年超の贈与は相続財産から除外 延長した4年間に受けた贈与については、総額100万円までは相続財産に加算しない

【加算のイメージ】

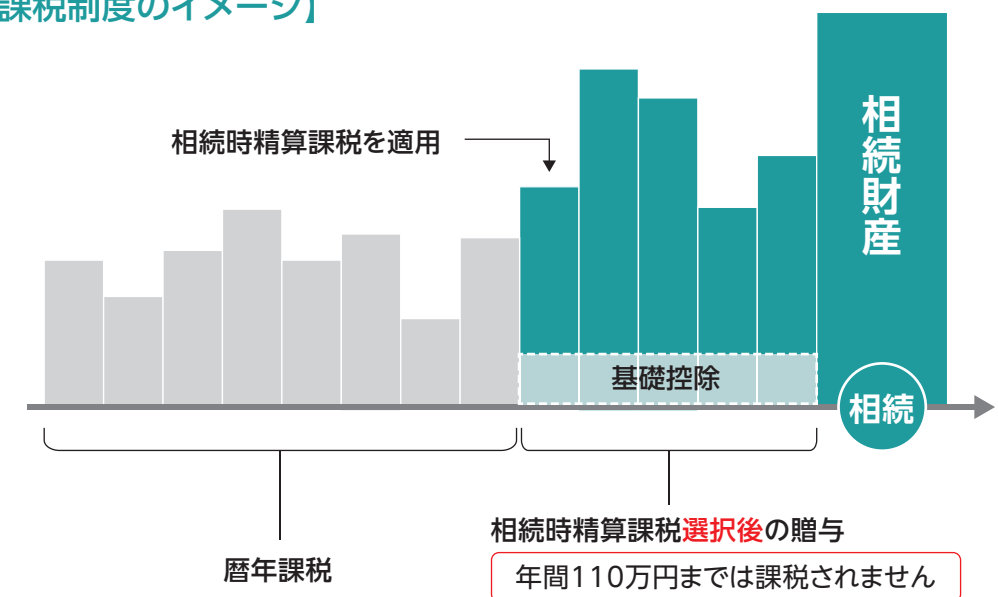


参考 相続時精算課税

同じ受贈者の場合、暦年課税と相続時精算課税との併用はできません
の贈与について、暦年課税へ変更することはできません)

		相続時精算課税
対象者	贈与者	60歳以上の親・祖父母(養親も対象)
	受贈者	18歳以上の直系卑属である推定相続人または孫
贈与時の取扱い	控除額	年間110万円(基礎控除) 贈与する人毎に生涯で2,500万円(特別控除)
	税金	((贈与額－年間110万円)－累積2,500万円)×一律20%
	申告手続	初めて相続時精算課税を選択する場合、受贈者が贈与税の申告期間内に相続時精算課税選択届出書等を提出
	計算期間	相続時精算課税適用以降相続開始まで
	申告義務	年間110万円までの贈与は、贈与税の申告は不要
相続時の取扱い	相続税での精算	相続時精算課税制度適用以後の贈与財産は相続財産に加算 年間110万円までの贈与は、相続税の計算への加算等の対象外
	相続時の贈与税の取扱い	相続税額から控除できる 相続税＜贈与税の場合には、還付あり
	相続時の贈与財産評価	贈与時の評価額
	財産評価への影響	相続時の評価が贈与時より上昇した場合、価格上昇分に対する課税の圧縮効果あり 相続直前の贈与でも110万円までは相続財産に加算不要

【相続時精算課税制度のイメージ】



上記は2024年1月1日以降に受けた贈与について適用されます。今後の税制・法令改正等により内容が変更になる場合があります。個別具体的な税務の取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士などにご相談ください。

生命保険についてのご注意事項

生命保険商品には、各種相場環境等の変動等を要因として投資対象の価格変動等により損失が生じ、お受取金額が投資元本を割り込むおそれがある商品もございます。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象外であり、元本および利回りの保証はありません。お客さまにご負担いただく費用には、「ご契約時にかかる費用」「保険契約関係費用」「運用関係費用」「解約控除費用」「その他費用」がございます。なお、費用等の合計額・計算方法等については、商品・投資金額・運用状況等によって異なりますので、表示することができません。リスクおよび費用等の詳細は、各商品の契約締結前交付書面またはお客さま向け資料等をよくお読みください。

投資信託についてのご注意事項

■投資信託におけるリスク

投資信託は国内外の株式や債券等へ投資しているため、投資対象の価格の変動、外国為替相場の変動等により、損失が生じるリスクがあります。投資した資産の価値が投資元本を割り込むリスクやその他のリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。

■投資信託にかかる費用

投資信託のご購入、換金にあたっては各種費用（申込手数料、信託財産留保額等）が必要です。また、これらの費用とは別に信託報酬と会計監査費用、証券取引に伴う売買委託手数料等その他費用等を毎年、信託財産を通じてご負担いただきます。お客さまにご負担いただく費用はこれらを足し合わせた金額となります。

これらの費用は各投資信託およびその通貨・購入金額等により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。各投資信託の費用の詳細は、最新の契約締結前交付書面（目論見書・目論見書補完書面）等でご確認ください。

■その他重要なお知らせ

投資信託は預金とは異なり元本および利回りの保証はありません。預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。ファンドにより、信託期間中にご解約のお申し込みができない場合があります。投資信託をご購入の際は、最新の「契約締結前交付書面（目論見書・目論見書補完書面）」を必ずご確認ください。これらは当社本支店等にご用意しています。当社は販売会社であり、投資信託の設定・運用は運用会社が行います。

証券（投資信託・国債）口座についてのご注意事項

当社では、有価証券のお取引にあたっては、「振替決済口座、保護預り口座、外国証券取引口座、累積投資口座」の開設が必要となります。

NISA制度（少額投資非課税制度） およびNISA口座についてのご注意事項

NISA口座は、全ての金融機関を通じて一人一口座しか開設できません。（1年単位で金融機関変更可能）非課税口座開設届出書により開設したNISA口座について、二重開設が判明した場合は買付した投資信託は

当初から課税口座で買付けたものとして取り扱われ、当該投資信託から生じる配当所得や譲渡所得等は遡及して課税されます。NISA口座には、特定累積投資勘定（以下つみたて投資枠）と特定非課税管理勘定（以下成長投資枠）の2つの勘定が同時に設定されます。年間投資枠はつみたて投資枠は120万円、成長投資枠は240万円までです。生涯に利用できる非課税保有限度額はつみたて投資枠・成長投資枠合わせて1,800万円（うち成長投資枠は1,200万円）までです。また、非課税保有限度額は購入金額（簿価金額）で管理されます。当社におけるつみたて投資枠の対象商品は、一定の条件を満たした長期の積立・分散投資に適した公募株式投資信託のうち当社がつみたて投資枠で投資可として選定したものに限ります。また、投資方法は積立投資に限られます。当社における成長投資枠の対象商品は、一定の条件を満たした安定的な資産形成に適した公募株式投資信託のうち、当社が成長投資枠で投資可として選定したものに限ります。上場株式や上場投資信託（REIT・ETF）等は取り扱っていません。非課税枠で購入した投資信託を売却した後、売却した投資信託が利用していた非課税保有限度額分については翌年以降に再利用することが可能です。ただし、1年間で利用できる投資枠の上限は決まっているため、年間投資枠の上限を超える非課税枠の利用はできません。また、年間投資枠の残枠を翌年に繰り越すことはできません。NISA口座の損失は税法上ないものとされ、損益通算・繰越控除はできません。また、分配金のうち非課税となるのは普通分配金に限られます。つみたて投資枠で保有する公募株式投資信託について、当社から信託報酬等の概算値を年1回通知します。また、つみたて投資枠を設けた日から10年後、および以後5年ごとに、当社から、氏名・住所の確認を行います。氏名・住所の確認ができない場合、NISA口座での新たな投資はできません。

外貨預金についてのご注意事項

■外貨預金におけるリスクについて

外貨預金は外国為替相場の変動により為替差損が生じ、受取時の円貨額がお預入れ時の払込円貨額を下回り、元本割れが生じるリスクがあります。為替変動がない場合でも、往復の為替手数料をご負担いただくため、受取時の円貨額がお預入れ時の払込円貨額を下回り、元本割れが生じるリスクがあります。

■外貨預金にかかる費用について

円を外貨にする際（預入時）および外貨を円にする際（払戻時）は、為替手数料（1通貨単位当たり最大片道1円、往復2円）がかかります。為替手数料は当社所定の為替換算レートに含まれます。外貨送金を伴うお預入れ・払戻しには、別途、当社所定の外国送金手数料等がかかることがあります。

■その他重要なお知らせ

外貨預金は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。外貨預金に関して、外貨建て現金、外貨建て小切手、外貨建てトラベラーズ・チェックによるお預入れ・払戻しはできません。外貨定期預金を中途解約する場合、お預入日または前回継続日から中途解約日までの利息は、当社所定の中途解約利率で計算します。ご契約の際は、最新の契約締結前交付書面（商品説明書）を必ず、ご確認ください。これらは当社本支店等にご用意しております。

- 本資料は三井住友信託銀行が信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、安全性を保証するものではありません。
- 税務に関しては2025年3月末日現在の税制に基づいており、将来変更になる可能性があります。
- 個別のご相談につきましては、所轄の税務署もしくは税理士などにご相談ください。
- 本資料は三井住友信託銀行が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- このご案内は、作成時点における法令その他情報に基づき作成しており、今後の改定等により、取り扱いが変更となる可能性があります。

販売会社に関する情報 商号等：三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長（登金）第649号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会